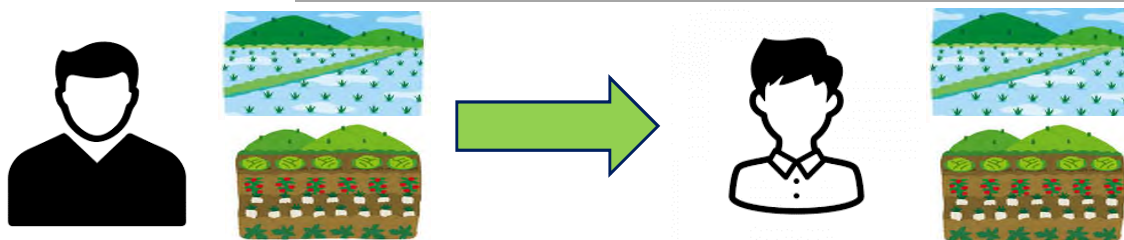


農地を所有している方へ

**農地を売買・賃貸するとき、また転用するとき
は許可が必要です！**

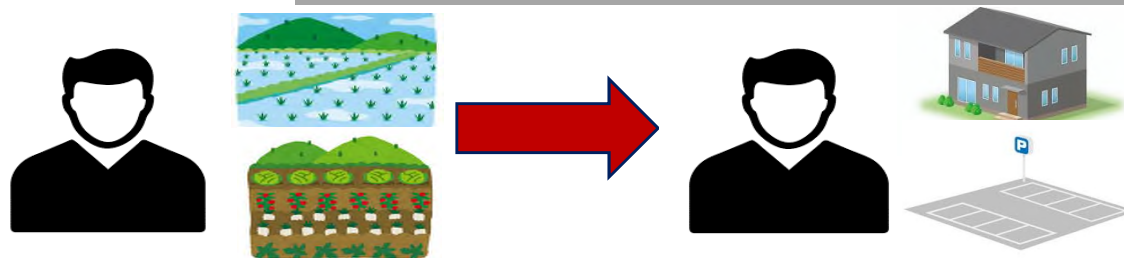
農地法第3条

自己所有農地を耕作を目的として賃貸借や売買を行う場合



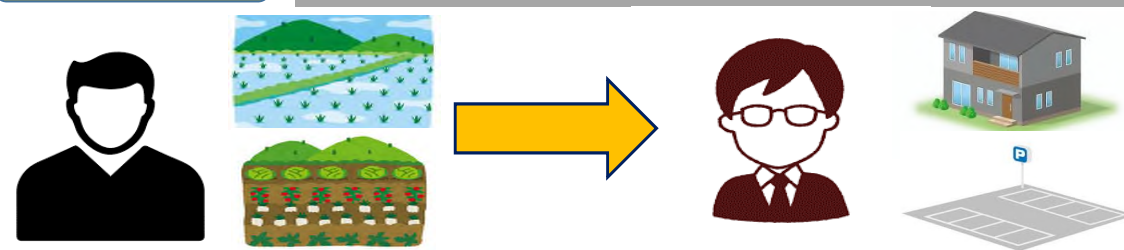
農地法第4条

自己所有農地を自宅等を建設するために転用する場合



農地法第5条

自己所有農地を宅地等に転用する目的で賃貸借や売買する場合



農地を人に売ったり、農地を農地でなくする（農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や駐車場・資材置場などの用地に転用する）場合は農業委員会へ相談・申請を忘れずにするようにしてください。申請締め切りは毎月10日です。



県知事又は農業委員会の許可を受けずに行う農地転用は違法であり許可なく農地を転用した場合は刑事罰を含めた処分の対象となります。



農地転用許可後は1ヶ月以内に法務局で土地地目変更手続きを忘れずに！！

農地転用に係る許可を受けただけでは地目は変わりません！

必ず法務局にて地目変更登記手続きを行ってください。

地目変更は地目に変更が生じた日から「1ヶ月以内」に変更手続きを行わなければならないと定められています。【不動産登記法第37条】



固定資産税の評価が変わります！

**固定資産税の評価が農地から農地以外へ評価替えになります！
その場合、農地に適用されている軽減措置がなくなり、固定資産税額が変わります。**

個々の土地の評価については利府町役場税務課資産税係（022-767-2329）へお問い合わせください。

相続税上の取り扱いが変わります！



固定資産税の評価が農地から農地以外（山林や雑種地など）へ評価替えになると、相続税上の評価が変わる場合があります。

詳しくは塩釜県税事務所（022-365-4191（代））へお問い合わせください。

利府町農業委員会